

○三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月31日
告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施について、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。
 - (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。
 - (3) 訪問型サービスB 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち住民主体によるものをいう。
 - (4) 通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち整備法第5条による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。
 - (5) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。
 - (6) 通所型サービスB 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち住民主体によるものをいう。
 - (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
 - (8) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該第1号事業を行う者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法、施行規則、三郷町介護保険条例(平成12年3月三郷町条例第3号)で使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 町長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 訪問介護相当サービス事業
- (2) 訪問型サービスA事業
- (3) 訪問型サービスB事業
- (4) 通所介護相当サービス事業
- (5) 通所型サービスA事業
- (6) 通所型サービスB事業
- (7) 第1号介護予防支援事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(総合事業対象者)

第4条 総合事業の対象者は、要支援者及び事業対象者(以下「対象者」という。)とし、総合事業の実施に当たっては対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

- 2 前項の事業対象者は、65歳以上の者であって、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認申請書(第1号様式)の申請により基本チェックリストに基づく確認を実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(総合事業に要する費用の額)

第5条 [第3条第1号](#)から[第7号](#)までに定める事業に要する費用は、[次の各号](#)に掲げる事業に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める額とする。

- (1) 訪問介護相当サービス事業 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に掲げる三郷町の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「地域支援事業実施要綱」という。)に定める訪問介護相当サービス費の単位数を乗じて得た額
- (2) 訪問型サービスA事業 単価告示に掲げる三郷町の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、[別表](#)左欄に掲げる事業及び[回表](#)中欄に掲げる費用区分ごとに[回表](#)右欄に定める単位数を乗じて得た額
- (3) 訪問型サービスB事業 [別表](#)左欄に掲げる事業及び[回表](#)中欄に掲げる費用区分ごとに[回表](#)右欄に定める額
- (4) 通所介護相当サービス事業 単価告示に掲げる三郷町の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、地域支援事業実施要綱に定める通所介護相当サービス費の単位数を乗じて得た額
- (5) 通所型サービスA事業 単価告示に掲げる三郷町の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た金額に、[別表](#)左欄に掲げる事業及び[回表](#)中欄に掲げる費用区分ごとに[回表](#)右欄に定める単位数を乗じて得た額
- (6) 通所型サービスB事業 [別表](#)左欄に掲げる事業及び[回表](#)中欄に掲げる費用区分ごとに[回表](#)右欄に定める額
- (7) [第1号](#)介護予防支援事業 単価告示に掲げる三郷町の地域区分に基づく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、[別表](#)左欄に掲げる事業及び[回表](#)中欄に掲げる費用区分ごとに[回表](#)右欄に定める単位数を乗じて得た額

(事業支給費の支給)

第6条 町長は、対象者が[次の各号](#)に掲げる事業を利用したときは、事業支給費としてそれぞれ[当該各号](#)に定める額を支給するものとする。

- (1) 訪問介護相当サービス事業 [前条第1号](#)に定める費用の額の100分の90([法第59条の2](#)に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80)に相当する額
 - (2) 訪問型サービスA事業 [前条第2号](#)に定める費用の額の100分の90([法第59条の2](#)に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80)に相当する額
 - (3) 訪問型サービスB事業 [前条第3号](#)に定める費用
 - ア 15分未満で提供する場合は、1回当たり300円
 - イ 15分以上30分未満で提供する場合は、1回当たり600円
 - ウ 30分以上45分未満で提供する場合は、1回当たり900円
 - エ 45分以上60分未満で提供する場合は、1回当たり1,200円
 - (4) 通所介護相当サービス事業 [前条第4号](#)に定める費用の額の100分の90([法第59条の2](#)に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80)に相当する額
 - (5) 通所型サービスA事業 [前条第5号](#)に定める費用の額の100分の90([法第59条の2](#)に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80)に相当する額
 - (6) 通所型サービスB事業 [前条第6号](#)に定める費用については、1回当たり300円
- 2 町長は、[法第115条の45の3第3項](#)の規定に基づき、総合事業を利用した対象者に代わり、指定事業者に事業支給費を支払うものとする。
- 3 町長は、[法第115条の45の3第6項](#)の規定に基づき、[回表第5項](#)に規定する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)[第45条第5項](#)に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の実施)

第7条 町長は、対象者が利用した訪問介護相当サービス事業、訪問型サービスA事業、通所介護相当サービス事業、通所型サービスA事業に要した費用の合計額について、[法第61条第1項](#)の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により、高額介護予防サービス費相当事業費を支給する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の実施)

第8条 町長は、対象者が利用した訪問介護相当サービス事業、訪問型サービスA事業、通所介護相当

サービス事業、通所型サービスA事業に要した費用の合計額について、[法第61条の2第1項](#)の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給する。

(支給限度額)

第9条 対象者は、[法第8条の2第1項](#)に規定する介護予防サービス及び[第3条第1号](#)、[第2号](#)、[第4号](#)及び[第5号](#)に定める事業の利用により算定される1月当たりの費用の合計が、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に至るまでサービスを受けることができる。ただし、事業対象者については、退院直後等の事由により集中的なサービスの利用が自立支援につながると考えられる場合は、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する額とすることができる。

2 [前項](#)に規定する支給限度額の管理対象となる事業は、[第3条第1号](#)、[第2号](#)、[第4号](#)及び[第5号](#)に定めるものとする。

(給付の制限)

第10条 総合事業の実施における給付額の減額は、[法第69条](#)に準じた取扱いとする。

(指定事業者の指定)

第11条 [法第115条の45の3第1項](#)の規定による指定(以下「指定事業者の指定」という。)を受けようとする者(以下「申込事業者」という。)は、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定の更新)申請書([第3号様式](#))に[施行規則第140条の63の5第1項各号](#)に掲げる事項のうち町長が必要と認めるものに係る書類(以下「必要書類」という。)を添付して、事業所ごとに町長に申請を行うものとする。

2 町長は、[前項](#)の申請があったときは、申込事業者が[施行規則第140条の63の6第1号](#)又は[第2号](#)に該当するものとして町長が別に定める基準(以下「指定基準」という。)を満たしているかどうかを審査し、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定の更新)(承認・不承認)通知書([第4号様式](#))により申込事業者に通知するものとする。

3 町長は、総合事業の円滑な実施に支障が生じることが予想されるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、指定事業者の指定を行わないことができる。

4 指定事業者の指定は、当該指定をした日から6年間有効とする。

(欠格事項)

第12条 申込事業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしないものとする。

(1) 申請者が法人でない者

(2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) [法](#)の規定に基づき指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る[行政手続法\(平成5年法律第88号\)第15条](#)の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。)又はその事業所等を管理する者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。

(4) [法](#)の規定に基づく指定の取消の処分に係る[行政手続法第15条](#)の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

(5) [前号](#)に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、[同号](#)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

(6) [法](#)その他国民の健康医療又は福祉に関する法令等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの

(7) 暴力団([暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律\(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。\)](#)[第2条第2号](#)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(8) 暴力団員([暴力団対策法第2条第6号](#)に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(10) その役員等が[前各号](#)のいずれかに該当する者

(11) 介護給付費の返還又はそれに伴う加算金の支払を命じられ、当該返還又は支払を命じられた額の全部を納付していない者

(12) 事業所等の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸借、委

託、雇用等に関する契約の相手方又は近隣住民との間で法的紛争が生じている者で、継続的かつ安定的な第1号事業の提供ができなくなるおそれのある者

- (13) 利用者又はその関係者(以下「利用者等」という。)が他の利用者を紹介し、又はあっせんすることに対し、利用者等に利益を約し、又は不利益を免れることを約することにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払を免除する等介護保険関係法令、条例、規則その他の法令などに沿った適切な事業の運営ができないおそれがある者
- (14) 法令等の規定に基づかず、不特定又は特定の多数の者から、出資金、預り金、会費その他いかなる名称であるかにかかわらず、資金の提供を受けることにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払いを免除する等介護保険関係法令、条例、規則その他の法令などに沿った適切な事業の運営ができないおそれがある者
- (15) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (16) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者
- (17) 前各号に掲げる者のほか、公共の利益若しくは要介護者等の生命、身体、財産等を害する事業又はそれらを害するおそれのある事業を行い、又は当該事業を行うおそれがある者
(指定の更新)

第13条 法第115条の45の6第1項の指定事業者の指定の更新を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定の更新)申請書に、必要書類を添付して、事業所ごとに町長に申請を行うものとする。ただし、施行規則第140条の63の5第3項に該当するときは、同条第1項第4号から第11号までに掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定の更新)(承認・不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 指定事業者の指定の更新は、当該更新をした日から6年間有効とする。

(変更等の届出)

第14条 指定事業者の指定を受けている者(以下「指定第1号事業者」という。)は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書(第5号様式)により、事業所ごとに町長に届け出なければならない。

2 指定第1号事業者は、指定事業者の指定に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(廃止・休止・再開)届出書(第6号様式)により、事業所ごとに町長に届け出なければならない。

3 事業を休止している指定第1号事業者は、当該休止している事業を再開した場合は、速やかに三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(廃止・休止・再開)届出書により、事業所ごとに町長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第15条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(取消・停止)通知書(第7号様式)により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(介護予防に関する活動に係る費用の補助)

第16条 町長は、町民、事業者及び民間団体が自主的に行う介護予防に関する活動に係る費用の全部又は一部について補助することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

事業	費用区分	単位数又は費用額
----	------	----------

訪問型サービスA事業		45分以上で提供する訪問型サービス	225単位(1回)
訪問型サービスB事業		15分未満で提供する訪問型サービス	100円(1回)
		15分以上30分未満で提供する訪問型サービス	200円(1回)
		30分以上45分未満で提供する訪問型サービス	300円(1回)
		45分以上60分未満で提供する訪問型サービス	400円(1回)
通所型サービスA事業	介護予防通所型サービス	3時間以上で提供する通所型サービス(週1回 月4回まで)	378単位(1回)
		3時間以上で提供する通所型サービス(週2回 月8回まで)	389単位(1回)
		2時間以上3時間未満で提供する通所型サービス(週1回 月4回まで)	264単位(1回)
		2時間以上3時間未満で提供する通所型サービス(週2回 月8回まで)	272単位(1回)
	介護予防運動機能向上サービス	3時間以上で提供する通所型サービス(週1回 月4回まで)	321単位(1回)
		3時間以上で提供する通所型サービス(週2回 月8回まで)	330単位(1回)
		2時間以上3時間未満で提供する通所型サービス(週1回 月4回まで)	224単位(1回)
		2時間以上3時間未満で提供する通所型サービス(週2回 月8回まで)	231単位(1回)
	介護予防デイサービス	3時間以上で提供する通所型サービス(週1回 月4回まで)	302単位(1回)
		3時間以上で提供する通所型サービス(週2回 月8回まで)	311単位(1回)
		2時間以上3時間未満で提供する通所型サービス(週1回 月4回まで)	211単位(1回)
		2時間以上3時間未満で提供する通所型サービス(週2回 月8回まで)	217単位(1回)
通所型サービスB事業		2時間以上で提供する通所型サービス	100円(1回)
第1号介護予防支援事業	ケアマネジメントA	原則的な介護予防ケアマネジメント	430単位(初回のみ300単位を加算する。)
	ケアマネジメントB	簡略化した介護予防ケアマネジメント	209単位(初回のみ300単位を加算する。)
	ケアマネジメントC	初回のみ介護予防ケアマネジメント	300単位

第1号様式(第4条関係)

(裏面)

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg(BMI=) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われる ますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注)BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

※基本チェックリストは、「事業対象者」を判断するものです。「事業対象者」を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげます。また、福祉用具や住宅改修等、介護保険サービスを利用する場合は介護保険認定調査が必要となります。

第2号様式(第4条関係)

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

様

三郷町長

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認通知書

申請のあった総合事業の事業対象者について、次のとおり確認しましたので三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

被保険者番号
被保険者氏名	

基本チェックリスト実施日	
判定結果	
判定理由	

第3号様式(第11条関係)

第3号様式（第11条関係）

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者（指定・指定の更新）申請書

三郷町長 様
 申請者 所在地
 名称
 代表者職・名前
 年 月 日
 印

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する事業所(施設)に係る指定を受けたいので、次のとおり三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第11条第1項又は第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(〒 ー) 都道府県 郡市区	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種類別		法人の所轄庁	
	代表者の職・名前・生年月日	職名	フリガナ 名前	生年月日 年 月 日
代表者の住所	(〒 ー) 都道府県 郡市区			
指定を受けようとする事業所	フリガナ			
	事業所・施設の名称			
	事業所・施設の所在地		(〒 ー)	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	事業所・施設の種別		実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日
	訪問型サービス	訪問介護相当サービス		既に指定を受けている事業等の指定年月日
		訪問型サービスA事業		
	通所型サービス	通所介護相当サービス		
		通所型サービスA事業		
	介護保険事業所番号	2 9	申請書担当者	
医療機関コード等		連絡先		

備考

- 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」等の別を記入すること。
- 「法人の所轄庁」欄は、申請者が許可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
- 「実施事業」欄は、今回の申請に係るもの及び既に指定等を受けているものについて、該当する欄に○を記入すること。
- 「指定申請をする事業等の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業等の開始予定年月日を記入すること。
- 「既に指定を受けている事業等の指定年月日」欄は、指定を受けようとする事業所・施設及び同一所在地にある指定事業所・指定施設の指定年月日（法第71条第1項又は法第72条第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定により指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日）を記入すること。
- 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを記入すること。複数のコードを有する場合には、様式を補正して、そのすべてを記入すること。

第4号様式(第11条関係)

第4号様式(第11条関係)

三郷町指令第 号
年 月 日

様

三郷町長

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定の更新)
(承認・不承認) 通知書

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の(指定・指定の更新)について、(承認・不承認)としましたので、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第11条第2項又は第13条第2項の規定により通知します。

申請者の名称	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
承認しない理由 (承認しない場合のみ)	

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。(なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。(なお、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第5号様式(第14条関係)

第5号様式 (第14条関係)

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書

年 月 日

三郷町長 様

事業（開設）者 所在地

名称
代表者職・氏名 印

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条第1項の規定により、指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		介護保険事業所番号	2	9					
指定内容を変更した事業所（施設）		名称							
		(〒 -)							
		所在地							
サービスの種類									
変更があった事項		変更の内容							
1	事業所（施設）の名称	(変更前)							
2	事業所（施設）の所在地								
3	事業者（開設者）の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の名前、生年月日、住所及び職名								
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）								
7	事業所（施設）の建物の構造概要及び平面図								
8	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）								
9	事業所（施設）の管理者の名前、生年月日及び住所（介護老人保健施設を除く。）								
10	サービス提供責任者の名前、生年月日及び住所								
11	運営規程	(変更後)							
12	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関								
13	事業所の病院、診療所、薬局、介護老人保健施設等の種別								
14	入院患者又は入所者の定員								
15	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援体制の概要								
16	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)								
17	併設施設の概要等								
18	本体施設の概要、本体施設との移動経路等								
19	役員の名前、生年月日及び住所								
20	介護支援専門員の名前及びその登録番号								
21	連携する訪問看護事業所の名称及び所在地								
変更年月日		年 月 日							
届出書担当者		連絡先							

備考 該当項目番号に○印を付すこと。添付書類 変更内容が分かる書類

第6号様式(第14条関係)

第6号様式(第14条関係)

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(廃止・休止・再開)届出書

年 月 日

三郷町長 様

事業(開設)者 所在地

名称
代表者職・氏名 印

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条第2項の規定により、次のとおり事業所(施設)を(廃止・休止・再開)しますので届け出ます。

	介護保険事業所番号	2	9						
(廃止・休止・再開)する 事業所・施設	名称								
	(〒 -) 所在地								
サービスの種類									
申請種類	廃止 ・ 休止 ・ 再開								
(廃止・休止・再開)する 年月日	年 月 日								
(廃止・休止・再開)する理由									
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 ※ 廃止・休止の場合記載									
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
届出書担当者				連絡先					

備考 廃止・休止する場合の1月前までに届け出ること。

第7号様式(第15条関係)

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

様

三郷町長

三郷町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者（取消・停止）通知書

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、三郷町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により通知します。

指定事業者の名称	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
取消（停止）の理由	
取消（停止）の日	
停止の期間 （停止の場合のみ）	